

法令外国語訳・実施推進検討会議中間報告(案)の概要

法令外国語訳に対するニーズ

- ・国際取引の円滑化
- ・対日投資の促進
- ・法整備支援の推進
- ・我が国に対する国際理解の増進
- ・在日外国人の生活上の利便向上

法令外国語訳の現状と課題

- ・ニーズのある法令について、最新の改正に対応した翻訳が十分に行われていない。
- ・翻訳があっても、同じ用語や言い回し等が統一的に訳されていない。
- ・翻訳があっても、法令の翻訳に対するアクセスが容易でない。

ニーズのある法令について、統一的で信頼できる翻訳(第一次的には英語訳)が進められ、かつ、その翻訳の利用が容易になるよう、早急に基盤整備を進めるべき

翻訳のための基本原則

- ・翻訳ルール(翻訳の基本スタンス及び標準対訳辞書)を策定し、これに準拠した翻訳が行われるように措置を講ずるべき。

翻訳推進の在り方

- ・政府は、翻訳整備計画(平成18～20年度)を策定し、翻訳ルールに準拠した翻訳が整備されるよう措置を講ずるべき。
- ・平成20年度以降は、基本的に、民間において翻訳ルールに準拠した翻訳が行われることを期待すべき(ただし、政府においても、法令の改正や新規立法に関し、一定の場合には所要の対応をなすことを検討すべき。)

上記計画とは別に、作業部会において、特にニーズが高い基本的法律(14本)を翻訳

アクセス体制の整備

- ・インターネットの活用等によるアクセス体制の整備を検討すべき。
- ・当面、政府機関のホームページに翻訳データ等を集積し、公開することが考えられる。

翻訳ルールの維持等

- ・翻訳ルールの改訂やアクセス体制の維持・運営など継続的作業を行うための体制について検討すべき。
- ・必要な体制の在り方等については、今後検討を行う。